

**市の管理する公共施設の
受動喫煙防止対策マニュアル**

弘前市

平成29年10月

目次

1	目的	…	1
2	趣旨	…	1
3	このマニュアルに係る定義	…	1
	(1) 受動喫煙		
	(2) 施設管理者		
	(3) 敷地内禁煙		
	(4) 建物内禁煙		
4	対象施設	…	2
5	対策実施者	…	2
6	基本方針	…	2
7	施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策	…	3
	(1) 敷地内禁煙		
	(2) 建物内禁煙		
	(3) 喫煙する職員への指導		
	(4) その他		
8	施設の受動喫煙防止対策の推進	…	6
9	参考資料	…	6

1 目的

この対策マニュアルは、健康増進法（平成14年法律第103号）第25条及び弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画に基づき、多数の者が利用する本市の管理する公共施設の受動喫煙防止対策について具体的な内容を定め、受動喫煙による健康への悪影響を未然に排除し、もって、市民等の健康の保持・増進を図るとともに、快適で良好な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 趣旨

本市では、「弘前市経営計画」において、健康分野の戦略として「たばこの健康被害防止対策」を掲げ、取り組んできたところである。

平成28年8月には「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針」を策定し、市民、関係者（団体）、行政、それぞれが果たす役割と具体的な対策を示すとともに、各主体の取組を促すため、「市が設置する施設については、先導的に敷地内禁煙または建物内禁煙とします」としたところである。さらに、平成29年3月には、この指針を推進するための本市の具体的な取組を定めた「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定したところである。

この一連の取組を踏まえ、本市が管理する公共施設における受動喫煙防止対策の着実な推進を図るため、本マニュアルを策定するものである。

3 このマニュアルに係る定義

(1) 受動喫煙

他人のたばこの煙を吸わされること。

(2) 施設管理者

対象施設を所管する課等の長

(3) 敷地内禁煙

当該施設を構成する建物及び敷地における喫煙（敷地内駐車場における自家用車内喫煙を含む）を全面的に禁止すること。

(4) 建物内禁煙

建物内における喫煙を全面的に禁止すること。ただし、屋外に喫煙場所が設置される場合においても、施設の出入口から極力離すなど必要な措置を講ずること。

4 対象施設

建物の形状を有する市有施設及び市管理施設

屋外競技場（野球場、テニスコート等）、公園等

5 対策実施者

対象施設の施設管理者（指定管理による指定管理者を含む）

6 基本方針

施設管理者は、行動計画「⑥施設等における受動喫煙防止対策の推進 市所管全施設の完全全面禁煙化【別紙】（本マニュアル9頁参照）」及び本マニュアルに基づき、所管する建物及び敷地内において必要な受動喫煙防止対策を講ずる。

対象施設は、原則敷地内禁煙又は建物内禁煙とする。ただし、現在敷地内禁煙としている施設は、引き続き敷地内禁煙とする。

建物を有しない屋外施設については、指定場所以外での喫煙禁止（喫煙所の指定及び表示）とするなど受動喫煙防止対策を強化する。

なお、多くの子どもや妊産婦等が利用する施設については、可能な限り早期の敷地内禁煙を目指す。

敷地内禁煙又は建物内禁煙に移行する際は、あらかじめ周知期間（概ね3～6ヶ月程度を目処とする）を設け、喫煙する利用者の理解と協力を求めるものとする。

7 施設管理者が行う具体的な受動喫煙防止対策

(1) 敷地内禁煙

(2) 建物内禁煙

ア 建物内禁煙を実施する対象施設においては、建物の外に喫煙場所を指定するものとする。（喫煙場所を指定しないことによる建物外での受動喫煙を防止するため。）

イ 喫煙場所の指定にあたっては、建物内にたばこ煙が流入しないよう対象施設の出入口付近等から極力（半径20メートル以上）離すなど、受動喫煙の防止に努める。また、たばこの煙が建物内や近隣施設等へ影響がないように十分に配慮する。

建物内禁煙における喫煙場所設置条件

内容及び基準

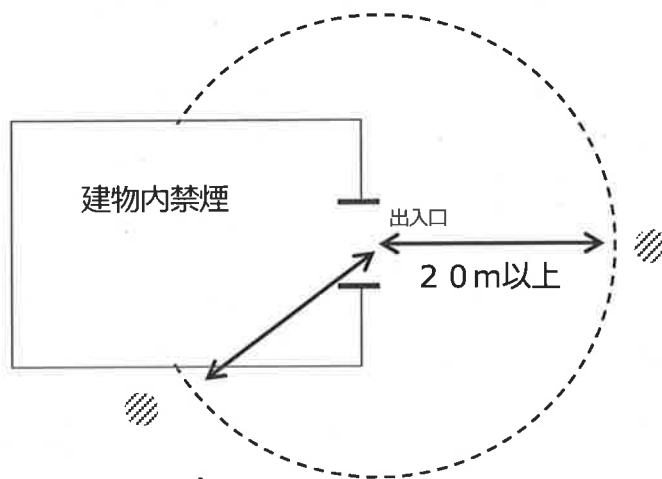
喫煙場所を設ける場合は、建物内にたばこ煙が逆流しないように、出入口から半径20m以上離す。

※なお、施設の配置、構造等により、敷地内において出入口から20m以上離すことができない場合は、施設利用者の安全確保に配慮の上、可能な限り出入口から離れた場所に喫煙場所を設置するものとする。

【敷地内に喫煙場所を設置する条件】

※喫煙場所 

- ①人が歩く通路とならない場所、かつ施設の窓からなるべく離れた場所
- ②人の出入りする場所から20m以上離れた場所（施設の配置、構造等により、出入口から20m以上離すことができない場合は、施設利用者の安全確保に配慮しつつ、可能な限り出入口から離れた場所に喫煙場所を設置するものとする。）



公共施設の敷地内

参考：「平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡」

「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究(平成23年3月厚生労働省科学研究費補助)」

ウ 市民への周知

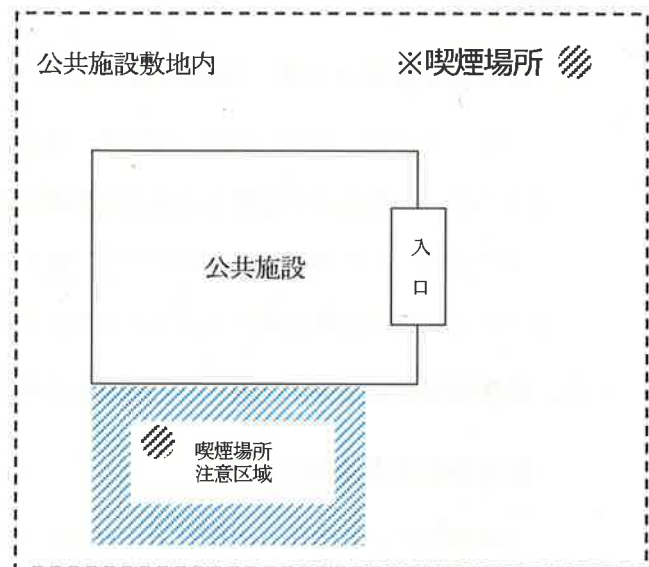
施設管理者は、市民に対し、受動喫煙防止対策の具体的方法及び趣旨についてポスター掲示等により周知するとともに、理解と協力を得るものとする。

敷地内に喫煙場所を設置した場合については、図面等により注意区域と喫煙場所を明確に表示し、喫煙場所が非喫煙者に確実にわかるように措置を講ずる。

(ポスター例)



(図面表示例)



(3) 喫煙する職員への指導

ア 喫煙する職員が受動喫煙による健康被害について理解し、自らの喫煙により周囲に環境たばこ煙の害が及ばないような行動がとれるよう指導する。

イ 喫煙する職員が喫煙による健康被害について理解し、禁煙への取組が促されるよう、研修や禁煙相談窓口の紹介など、積極的に情報提供等を行う。

(4) その他

受動喫煙防止対策については、広く市民や職員等の意見を取り入れるよう配慮し、本マニュアルに沿って対応する。

また、施設管理者は、受動喫煙防止対策の進捗状況等について、年度末に健康づくり推進課まで報告する。

8 施設の受動喫煙防止対策の推進

本市が管理する施設の受動喫煙防止対策は、施設管理者が主体となり、行動計画に基づき推進する。

9 参考資料

(1) 健康増進法第25条 受動喫煙の防止

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会所、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(2) 受動喫煙防止対策について（平成22年2月25日付け健発第0225第2号厚生労働省健康局長通知）抜粋

受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務を課すこととし、これにより、国民の健康増進の観点からの受動喫煙防止の取組を積極的に推進することとしたものである。

（省略）

【今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性】

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。

(3) 受動喫煙防止対策について（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡）抜粋

【施設の出入口付近にある喫煙場所の取り扱いについて】

健康増進法第25条では、「受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。」ことと規定している。

同法第25条の「受動喫煙」には、施設の出入口付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努めなければならないところである。

なお、施設を訪れる人が、その出入口において、たばこの煙に曝露されることも指摘されているところであり、この点についても、御配慮頂きたい。

(4) 受動喫煙防止対策の徹底について（平成24年10月29日付け健発第1029第5号厚生労働省健康局長通知）抜粋

受動喫煙防止対策については、平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成25年度から開始される「健康日本21（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、平成22年健康局長通知（受動喫煙防止対策について）において示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

(5) 受動喫煙防止対策について（平成25年2月12日付け厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長事務連絡）抜粋

平成22年7月30日には、「受動喫煙防止対策について」（平成22年7月30日付け厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長事務連絡。以下「平成22年事務連絡」という。）により、施設の出入口付近にある喫煙場所の取扱いについて周知を図ったところであるが、未だに、施設出入口付近に喫煙場所が設けられ、その結果、施設利用者が喫煙場所からのたばこの煙の曝露を受ける事例が指摘されている。

受動喫煙を防止するためには、平成22年健康局長通知の趣旨及び平成22年事務連絡に鑑みて、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置が講じられるよう、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

(6) 「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」(平成23年3月厚生労働省科学研究費補助) 抜粋

【研究目的】

先行研究である「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」を引き継ぎ、以下の内容について実験的な検討と調査票による実態調査をおこない、わが国の受動喫煙防止対策について正しい方向性を示すことを本研究の目的とする。

- 1) 有効な受動喫煙防止対策は喫煙室を設ける空間分煙ではなく、建物内・敷地内の全面禁煙であること
- 2) 喫煙場所は建物内にタバコ煙が逆流しないように、可能な限り(20メートル以上)建物や人の動線から離すべきこと

(省略)

【研究方法】

- 1) 喫煙室からタバコ煙の漏れを防止することは不可能であることの証明

喫煙室内部と喫煙室外において、デジタル粉じん計を用いてリアルタイムモニタリングをおこなった。

- 2) 屋外の喫煙場所において、風下側に粉じん計を設置し、リアルタイムモニタリングをおこなった。

(省略)

【研究結果】

- 1, 2) 受動喫煙防止対策は建物内・敷地内禁煙とすべきであること

喫煙室からのタバコ煙の漏れは防止できないことが判明した。その原因として、喫煙室から退出する喫煙者の身体の動きに伴われて煙が漏れること、喫煙者の肺に残っているタバコ煙が徐々に呼気中に吐き出されること、喫煙者の口腔粘膜や気管支粘膜に付着した粒子状成分から長時間にわたってガス状成分(=残留タバコ成分)が発生することが判明した。

また、屋外の喫煙場所の調査から、タバコ煙は17メートル風下であっても明らかに検出されたことから、建物内を禁煙とした場合、「建物や人の動線から極力離す」必要があることが認められた。

《参考》

「弘前市たばこの健康被害防止対策行動計画」

具体的取組内容：⑥施設等における受動喫煙防止対策の推進 市所管全施設の完全全面禁煙化【別紙】

No.	施設の区分	主な施設	施設数	喫煙対策状況				計画期間内に達成する受動喫煙防止対策	実施時期（スケジュール）				
				敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙	左記以外		H28	H29	H30	H31	
A	庁舎等	庁舎（議会・本庁舎立体駐車場含む）、出張所、市民参画センター、道路維持課事務所、埋蔵文化財整理保管施設 ほか	17	2	14	1	0	建物内禁煙	調整	全施設建物内禁煙化	敷地内禁煙化の段階的推進		
B	小学校		35	35	0	0	0	敷地内禁煙		敷地内禁煙の継続運用			
C	中学校		16	16	0	0	0	敷地内禁煙		敷地内禁煙の継続運用			
D	幼稚園	幼児ことばの教室	1	1	0	0	0	敷地内禁煙		敷地内禁煙の継続運用			
E	その他教育施設	図書館、郷土文学館、総合学習センター、給食センター	5	1	4	0	0	敷地内禁煙	調整	敷地内禁煙化の推進			
F	集会所等	集会所、シルバーハウス	22	0	0	0	22	建物内禁煙	調整	全施設建物内禁煙化	敷地内禁煙化の段階的推進		
G	体育関連施設	体育館（体育センター・海洋センター含む）、弘前市運動公園、岩木山総合公園、球場、弓道場、スキー場、ゴルフ場、庭球場、プール、運動広場 ほか	28	0	19	1	8	屋内⇒建物内禁煙 屋外⇒受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	屋内全施設建物内禁煙化 屋外受動喫煙防止対策強化	敷地内禁煙化の段階的推進		
H	文化系施設	市民会館、文化センター、山車展示館、博物館、百石町展示館、鳴海要記念陶房館 ほか	8	2	6	0	0	建物内禁煙	建物内禁煙の継続運用	調整	敷地内禁煙化の段階的推進		
I	交流センター等	交流センター、ふれあいセンター、コミュニティセンター、勤労青少年ホーム、伝統産業会館、都市改造記念会館 ほか	22	1	18	0	3	建物内禁煙	調整	全施設建物内禁煙化	敷地内禁煙化の段階的推進		
J	公民館	中央公民館（中央公民館岩木館、中央公民館相馬館長慶閣含む）、地区公民館、相馬ふれあい館 ほか	16	1	15	0	0	建物内禁煙	建物内禁煙の継続運用	調整	敷地内禁煙化の段階的推進		
K	保育所、児童センター等	児童館、児童センター、児童プール、児童遊園、子どもの広場 ほか	33	23	7	0	3	敷地内禁煙	調整	敷地内禁煙化の推進			
L	福祉施設	障害者福祉センター、老人福祉センター、ウェルフェアテクノハウス弘前、弥生荘、ひまわり荘、弥生学園、生きがいセンター ほか	14	4	8	1	1	屋内⇒建物内禁煙 屋外⇒受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	屋内全施設建物内禁煙化 屋外受動喫煙防止対策強化	敷地内禁煙化の段階的推進		
M	保健施設	保健センター	2	2	0	0	0	敷地内禁煙		敷地内禁煙の継続運用			
N	病院等	市立病院、急患診療所	2	2	0	0	0	敷地内禁煙		敷地内禁煙の継続運用			
O	農業関連施設	りんご公園、小栗山農村交流公園、相馬農園、農作業準備休憩施設等、粉砕活用センター、岩木カントリーエレベーター、相馬エビ等養殖施設、岩木りんご集出荷貯蔵センター ほか	9	0	5	1	3	屋内⇒建物内禁煙 屋外⇒受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	屋内全施設建物内禁煙化 屋外受動喫煙防止対策強化	敷地内禁煙化の段階的推進		
P	観光関連施設	観光館、観光案内所、星と森のロマンピア（白鳥座※）、アソベの森いわき荘※、城北公園交通広場、弥生いごいの広場、高長根レクリエーションの森、ヒュッテ、まちなか情報センター、御所温泉、天文台 ほか	19	0	12	3	4	屋内⇒建物内禁煙 ※宿泊部屋を除く 屋外⇒受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	屋内全施設建物内禁煙化 屋外受動喫煙防止対策強化	敷地内禁煙化の段階的推進		
Q	公園	弘前公園、藤田記念庭園、街区公園、農村公園、市民中央広場 ほか	26	1	5	0	20	受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	受動喫煙防止対策の強化（指定場所以外での喫煙禁止）			
R	その他施設	斎場、墓地公園、市営駐車場・駐輪場、計量検査所、職業能力開発校、旧紺屋町消防屯所、下水処理場、樋の口浄水場、東奥義塾外人教師館、公開武家住宅 ほか	27	17	7	3	0	屋内⇒建物内禁煙 屋外⇒受動喫煙防止対策強化 （指定場所以外での喫煙禁止）	調整	屋内全施設建物内禁煙化 屋外受動喫煙防止対策強化	敷地内禁煙化の段階的推進		
合計			302	108	120	10	64						